

山梨県教育大綱

(山梨県教育振興基本計画)

令和元年（2019年）6月策定

令和3年（2021年）9月改定

山 梨 県

山 梨 県 教 育 委 員 会

山梨県教育大綱（前文）

私は、この山梨を、昨日より今日が良くなったという「実感」、今日より明日が良くなるという「確信」が持てる、そうした希望と元気と活気のある県にして参ります。

そのためには、子供たちが希望に満ちた未来を歩み、将来、地域のたくましい担い手となって活躍できる山梨県を創っていくことが重要であり、次代を担い本県を支える原動力となる子供たちへの大胆な投資が必要です。

子供の教育環境を充実させ、個性を生かしながらそれぞれのフィールドで活躍できる人材に育てることこそ、山梨発展の100年の大計となると信じています。

本県で育つ子供たちは誰でも、どのような家庭環境にあっても、その子の個性を生かして社会で活躍できるよう、一人ひとりに向き合った、きめ細かで質の高い教育を受けられる環境の実現を目指します。

そこで、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針となる教育大綱において、私が特に重点的に進める教育施策の方針を、皆様にお示ししたいと思います。

（幼児教育の充実）

人生100年時代を迎え、長い人生を実りあるものとするために幼児期は成長の土台を作る貴重な時期であることから、私は、保育所・幼稚園・認定こども園において、本県の豊かな自然環境を生かした活動などを通じ、子供たちの知的好奇心や感性を育む幼児教育の充実を図ります。

（一人ひとりに向き合った教育のための環境改善）

私は、教員がきちんと子供と向き合うことなしに質の高い教育は生まれないと思っています。教員の多忙化が社会問題となる中、教員の負担軽減に積極的に取り組むことで、教員が一人ひとりの子供と、じっくりと向き合う時間を確保します。

さらに、いじめ、不登校、家族の介護など、支援を必要とする子供に対して、きめ細かく速やかに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置と活用を進めます。特に、ヤングケアラー問題に対しては、社会全体として支援する体制を構築します。

（公立小中学校における少人数教育）

教員ひとりが受け持つ児童生徒数を削減することができれば、児童生徒一人ひとりへのよりきめ細かな指導が可能となります。きめ細かな指導は、学力の向上はもとより、本県の強みである子供たちの高い自己肯定感を更に伸ばすことにもつながります。

そこで、本年度導入した小学校1年生の25人学級を来年度以降も段階的に導入する

ことにより、家庭環境の如何を問わず全ての児童生徒がその可能性を最大限に発揮できるようにするための教育環境を整備します。

（山梨で活躍する人材の育成）

本県には、高度な技術を有する機械電子産業や古くから受け継がれてきた伝統産業が数多くあります。県内外の学生や生徒に対し、こうした企業や伝統産業の魅力を発信するとともに、インターンシップ等を通じて理解を深めていただくことにより、多くの若者が県内において未来を描き、夢を叶えられるよう支援します。

（スポーツに親しむ環境づくり）

スポーツは、個人の健康を増進するばかりでなく、人と人とを結ぶ架け橋となり、豊かで健全なコミュニティの創造にもつながります。私は「一人一スポーツ」を提唱し、県民のライフステージに応じたスポーツへの参画機会を増やすとともに、指導者の育成やスポーツ施設の充実を図ります。

（文化の振興）

幼少期より本物の芸術・文化に触れる機会を提供するなど生涯を通じた文化芸術活動の推進を図ります。また、本県の自然や歴史、風土に培われてきた彩り豊かな地域文化の継承と活用を通じ、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

（学びの機会の保障及びICT環境の整備）

災害の発生や感染症の拡大、病気等による療養など、いかなる事態においても、児童・生徒の学びの機会を保障するとともに、教育現場におけるデジタル化を進め、ICT環境を整備して参ります。

こうした私の思いは、「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」を基本理念とした山梨県教育振興基本計画に施策としてお示ししました。

施策の実施に当たっては、教育委員会としっかりタッグを組み、国や市町村、関係団体、地域の皆様との力強いパートナーシップにより一丸となって取り組んで参ります。

令和3年9月

山梨県知事 長崎 幸太郎

○ 大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で知事と教育委員が協議を行ったうえで知事が定めたものです。

また、大綱において定める本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「山梨県教育振興基本計画」を位置づけることとします。

○ 大綱の計画期間

計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。